

神奈川の仲間

発行所 神奈川労連 〒231-0062 横浜市中区桜木町3-9 横浜平和労働会館内 ☎045(212)5855 FAX045(212)5745 発行人/福田 裕行 編集/「神奈川の仲間」編集委員会

《歳時記》夾竹桃（キョウチクトウ） 夏に咲く代表的な花の一つです。インド原産で日本には江戸時代に中国から伝わりました。和名の由来は、葉が竹に、花が桃に似ていることから。70年前に原爆を投下され、焦土となった広島市にいち早く咲き、市民を勇気づけました。1973年、「市の花」として認定されています。

自治体名	高卒初任給（行政職一） （給料月額+地域手当）				非正規職員の賃金の最低額（時間額換算）				
	給料月額 （基本給）	地域手当 （円）（%）	給与月額 （円）	時間 単価 （円）	最低額	時間額 換算	前年 増減 （円）	職種	人数
1 神奈川県	144,800	16,652 11.5	161,452	1,041	994/時	994	57	技能職（庁務、館内整理、病棟作業、衛生検査、文書連絡等）	未掌握
2 横浜	143,600	22,976 16	166,576	1,054	161,452/月	1,041	5,142	学校事務職員	0
3 川崎	141,300	22,608 16	163,908	1,040	928/時	928	18	事務補助等	566
4 相模原	146,800	17,616 12	164,416	1,047	7,185/日	927	140	一般事務	22
5 横須賀	155,300	15,530 10	170,830	1,093	920/時	920	20	一般事務	956
6 三浦	154,300	9,258 6	163,558	1,034	905/時	905	18	一般事務	
7 鎌倉	153,200	22,980 15	176,180	1,123	910/時	910	20	事務・給食調理員・作業員	115
8 逗子	154,300	23,145 15	177,445	1,126	930/時	930	20	事務職等	100
9 葉山	153,000	15,300 10*	168,300	1,081	905/時	905	15	アルバイト/一般事務、労務等	77
10 藤沢	154,500	20,085 13**	174,585	1,126	930/時	930	10	事務補助	511
11 茅ヶ崎	154,300	18,516 12**	172,816	1,115	910/時	910	20	その他現場作業員等	-
12 寒川	154,300	15,430 10**	169,730	1,095	920/時	920	4	臨時職員・事務補助	
13 大和	154,300	15,430 10	169,730	1,077	906/時	906	19	事務	261
14 座間	154,300	18,516 12	172,816	1,101	912/時	912	0	学校・保育園給食調理員（代行、土曜日対応）	39
15 綾瀬	154,300	15,430 10**	169,730	1,090	905/時	905	18	事務嘱託、給食配膳人、学校施設作業員、給食調理補助員	182
16 海老名	151,800	18,216 12	170,016	1,074	910/時	910	-	一般事務	144
17 厚木	154,300	21,602 14**	175,902	1,116	930/時	930	18	事務補助員、庁務用務員、給食配膳員、学校司書	162
18 愛川	149,000	14,900 10**	163,900	961	905/時	905	18	臨時職員/一般事務職など	
19 清川	144,600	14,460 10**	159,060	947	910/時	910	10~20	図書整理員、学校用務員、生きがい活動援助員、幼稚園送迎員など	22
20 平塚	155,400	15,540 10	170,940	1,103	910/時	910	20	一般事務	121
21 伊勢原	154,300	15,430 10	169,730	1,081	910/時	910	0	一般事務職	230
22 秦野	154,300	9,258 6	163,558	1,037	925/時	925	15	一般事務他	未掌握
23 大磯	145,700	8,742 6	154,442	920	920/時	920	20		
24 二宮	149,000	5,960 4*	154,960	922	910/時	910	10	一般事務補助、調理員等	72
25 南足柄	149,000	0 0	149,000	946	930/時	930	20	一般事務補助	30
26 中井	144,600	5,784 4**	150,384	970	930/時	930	20	施設管理、一般事務	98
27 大井	144,600	4,338 3**	148,938	961	910/時	910	20	非常勤職員（月額）	30
28 松田	144,600	4,338 3**	148,938	961	910/時	910	20	一般事務等	32
29 山北	150,400	4,512 3**	154,912	999	910/時	910	20	一般事務等	
30 開成	144,600	7,230 5**	151,830	933	910/時	910	20	庁舎清掃員	
31 小田原	154,800	10,836 7**	165,636	1,051	910/時	910	20	事務補助	420
32 箱根	144,600	0 0	144,600	861	905/時	905	18	単純労務職	14
33 真鶴	144,600	0 0	144,600	861 933	910/時	910	20	施設受付員等	
34 湯河原	144,600	0 0	144,600	958	910/時	910	20	事務補助、電話交換、調理員、用務員、学童指導員、図書館業務、美術館業務など	46

*は国基準と異なる地域手当となっているところ

労働者施策の充実を求めて

県内すべての自治体と懇談・要請

2006年からとりくみを始めた「全自治体訪問活動」は、毎年、懇談項目とアンケートの事前回答を得て、懇談しています。当初から、自治体で働く非正規労働者も含む職員の賃金・労働条件の改善や、「公契約」の適正化など労働者施策の充実、地域経済の振興などを求めてきました。今年は10年間の推移を踏まえて懇談をすすめました。

正規の穴埋めに非正規
県内すべての自治体の職員数を合計すると、正規職員は80535人（10年前から9314人減）、非正規職員は19678人（9690人増）と、正規減・非正規増となっています。

国からの圧力で賃下げ
賃金は、10年間減少傾向が続いています。さらに、地域手当（各自治体で定める加算率）では、国基準以上の手当を支給する自治体には特別地

方交付金が減額されるなど、「これ以上の職員削減は困難、限界にきている」などの話がされ、自治体職員減が行政運営にも影響していることが明らかになりました。

今年から高卒初任給の時間単価をアンケートで回答を求めました。1126円から861円、月額では約3万3千円もの差が出ました（表参照）。国家公務員（行政職）の高卒初任給は144600円（時間単価861円）です。

「公契約」の適正化
工事や委託など「公契約」の適正化を今年も求めました。賃金支払実態調査の実施を重視しました。特に、公共工事設計労務単価が約35%引き上げられたのに、現場労働者の賃金は5%程度しか上がっていない点を調査で把握するよう求めました。公契約条例の制定で前進面はありますが、具体的な調査は僅かな自治体にとどまっています。

委託関係では、積算基準をもつ自治体は皆無。すべての自治体が民間業者に無償で提供を求める「参考見積り」で対応しています。

非正規労働者の賃金
非正規職員の最低時給については、2006年には、全自治体が最低賃金II最低時給となっていました。今年の最低賃金905円を最低時給としている自治体は5自治体まで減少しました（表参照）。とりくみを始めた頃は、「自治体は最賃法適用除外なので問題ない」と不当な対応もありましたが、長年のとりくみで大きく前進しました。

しかし、私たちが求める「少なくとも1000円以上」の実現は程遠い状況となっています。

休暇制度では正規職員と大きな開きがあります。少なくとも引き上げ休暇は職員と同水準とすることを重点にとりくんできました。少しずつ認められています。

「問題意識は持っている」「研究したい」など前向きな自治体もあり、「落札業者のみに提供を求めている」など若干の変化も見られましたが、「強制はしていない。あくまでもお願い」「提供しなかったことによる不利益は生じない」など、まだまだ認識に開きがありません。



自治体と懇談する参加者

「一億総活躍」の焦点が女性と高齢者。「女性が輝く日本」「高齢者の就業促進」と呼びかけ、女性も男性も、誰もが活躍できる環境づくりを進めるためには、「働き方改革」の実行が不可欠と労働法制の規制緩和を行っている▼女性の活躍に係っては本紙前号で「特区・外国人家事支援事業」の問題点を指摘したが、「女性の活躍推進法」が成立し、今年4月から企業規模300人以上に様々な義務付けが始まった。新法ができれば人員増も必然だが、国労働行政は1年契約の非正規職員で対処。しかも、更新は2回までというのが実態。女性の活躍をすすめる法律を作って、非正規雇用の女性を採用。不整合極まりない▼高齢法改正で、シルバー人材センター登録者の就業制限が週20時間から40時間に緩和。定年退職者のライフスタイルに合わせ「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な就業」を提供しながら、ボランティアや社会参加する「生きがい事業」が法の目的。税金も投入して運営している。登録者は非雇用労働者なので、最低賃金や労災等労働法規の適用対象外だが、自治体ではそのことすら知られていない。センターは労働者派遣や職業紹介も行う。ここまですると「生きがい事業」ではない。年金額が少ない中で「働かざるを得ない」高齢者が生活のために登録している▼社会保険制度改善で高齢者の生活を脅かしながら「高齢者の就業促進」。高齢法では定年後再雇用者の「賃金確保」すら定めていない。これまた極めて不整合。